

原子力規制委員会による福島第一原子力発電所周辺の 海水モニタリングの強化について

平成 25 年 11 月 19 日
原子力規制委員会

1. 概要

原子力規制委員会では、平成 25 年 4 月以降、東京電力福島第一原子力発電所から概ね 30 km 以遠の海域において、海水及び海底土について放射性セシウムを中心としたモニタリングを実施してきました。

今般、①東京電力福島第一原子力発電所周辺海域のモニタリングの強化の観点から、及び②東京電力が実施しているモニタリングについてクロスチェックの観点から、30 km 圏内の海水のモニタリングを新規に以下の 7 地点において行います。

2. 新規に追加される調査地点の概要

(1) 追加調査地点

別添 1 に記載のある 7 地点 (A ~ G)

(2) 調査核種 (() 内は検出下限値)

セシウム 134 (0.001Bq/L)、セシウム 137 (0.001Bq/L)、

ストロンチウム 90 (0.01Bq/L)、トリチウム (0.5Bq/L) 及びカリウム 40 (1Bq/L)

(3) 頻度

毎月 1 回

(4) 調査開始時期

11 月 21 日頃

【本件に関する問い合わせ先】

原子力規制庁 監視情報課 室石

担当 福井、下岡、平岡

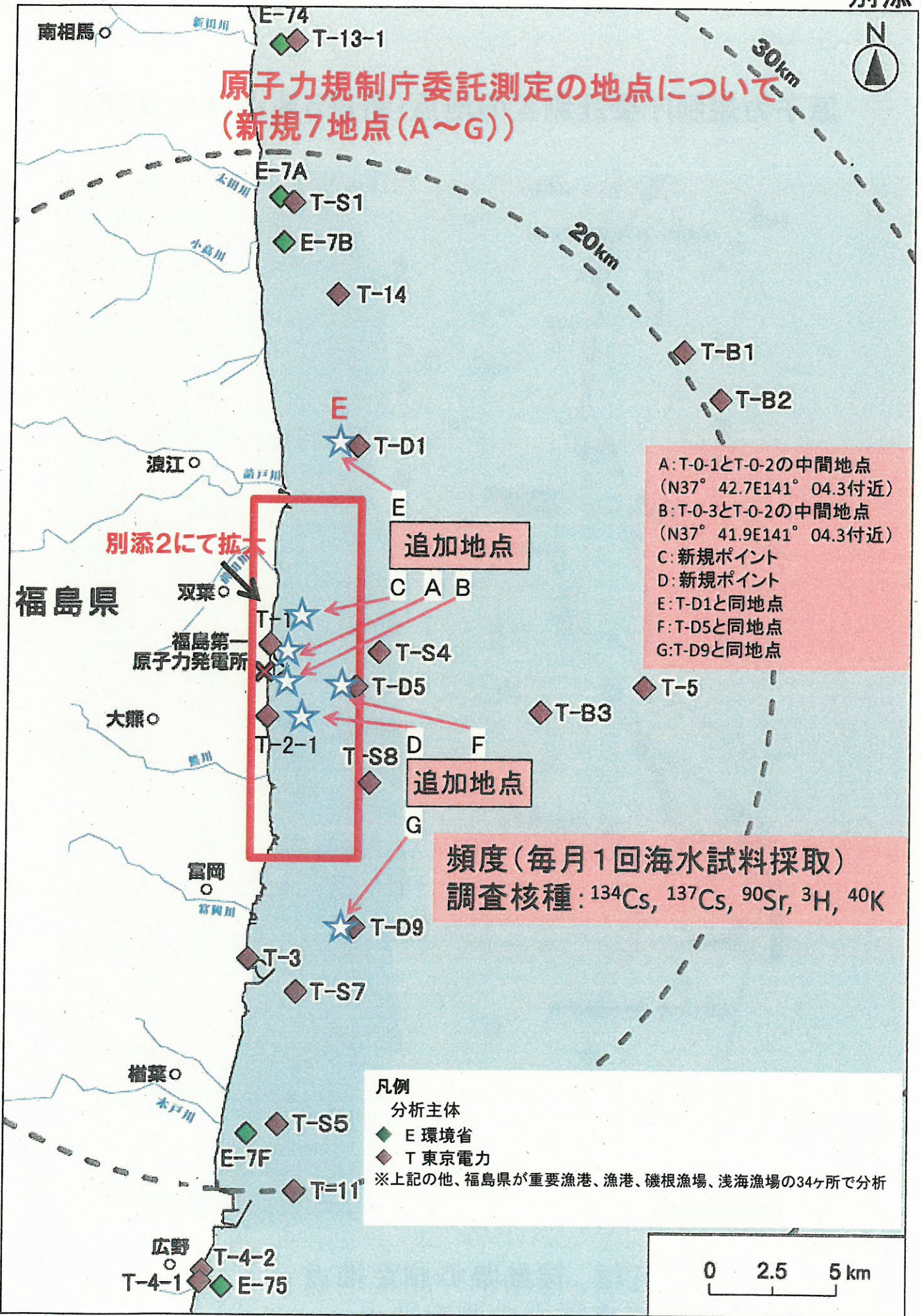
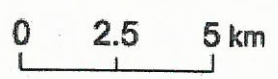
電話 03-5114-2125

原子力規制庁委託測定 の 地点について (新規7地点(A~G))

A: T-0-1とT-0-2の中間地点
(N37° 42.7E141° 04.3付近)
 B: T-0-3とT-0-2の中間地点
(N37° 41.9E141° 04.3付近)
 C: 新規ポイント
 D: 新規ポイント
 E: T-D1と同地点
 F: T-D5と同地点
 G: T-D9と同地点

頻度(毎月1回海水試料採取)
 調査核種: ^{134}Cs , ^{137}Cs , ^{90}Sr , ^3H , ^{40}K

凡例
 分析主体
 ◆ E 環境省
 ◆ T 東京電力
 ※上記の他、福島県が重要漁港、漁港、磯根漁場、浅海漁場の34ヶ所で分析



別添2にて拡大

追加地点

追加地点

原子力規制庁委託測定地点(新規5地点(A~D, F))



①～⑥は、福島県の測定地点
 ◆は東京電力の測定地点